

昇降機関係検査者 各位

一般財団法人 熊本県建築住宅センター

令和6年1月31日改正に伴うエスカレーターの定期検査報告の取扱いについて（お知らせ）

平素より、昇降機等の定期検査報告に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年1月31日公布の「通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第57号）」により、平成20年国土交通省告示第283号「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」の定期検査報告項目等の改正がなされて、令和6年4月1日より施行することとなりました。

また、国土交通省住宅局建築指導課より「用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件及びエレベーターの制御器の構造方法を定める件の一部を改正する告示等の施行について（技術的助言）」（以下「技術的助言」という。）及び一般財団法人日本建築設備・昇降機センターより「昇降機定期検査業務基準書 ー令和6年1月31日改正内容の解説ー」（以下「基準書解説」という。）が発出されました。

この改正に伴うエスカレーターの定期検査報告について、県内4特定行政庁（熊本県、熊本市、八代市、天草市）との協議の結果、下記のとおり、取り扱うこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、技術的助言及び基準書解説を十分ご留意のうえ、定期検査報告書を提出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 施行前に改正前基準により検査を実施し、施行後に報告を行う定期検査報告の記載**
施行前の令和6年3月31日までに改正前基準により検査を実施し、施行後の令和6年4月1日以降に報告を行う場合には、報告書第一面及び概要書第一面【4.ホ.その他特記事項】並びに第二面【6.二.その他特記事項】欄に、「改正前基準により検査実施」と記載してください。
- 2 エスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準の改正に伴う記載**
本改正によりエスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準に関する検査事項、判定基準等が改正されたことから、令和6年4月1日以降報告から当面の間、該当個所の状況確認のため、検査結果表特記事項欄に検査結果（該当個所の測定値）を記載してください。
該当個所は、「技術的助言 表 エスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準」に記載の箇所とします。
- 3 エスカレーター周辺部安全確保のために当面の措置が講じられている場合の記載**
本改正によりエスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準に関する判定基準が改正されたことから、令和3年4月1日付け事務連絡「エスカレーターの定期報告制度の運用に係る留意事項について」に基づく当面の措置（挟まれ等の危険性について注意を促す掲示その他の挟まれ等の防止するための対策）が講じられていることを検査結果表特記事項欄に記載してください。
これにより、「令和3年4月 エスカレーターの定期検査報告における転落防止柵等の安全対策検査項目の取扱いについて（お知らせ）」については、廃止いたします。

【記載例】

- ① 施行前に改正前基準により検査を実施し、施行後に報告を行う定期検査報告
報告書第一面（概要書も同じ記載）

| |
|--|
| 【4. 報告対象昇降機】 【ホ. その他特記事項】 改正前基準により検査実施 |
|--|

概要書第二面

| |
|--|
| 【6. 報告対象昇降機】 【二. その他特記事項】 改正前基準により検査実施 |
|--|

- ② エスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準の改正に伴う記載

検査結果表特記事項

| 特記事項 | | | | | |
|------|---------------------|-------------------|--|------------------|------------------|
| 番号 | 検査項目 | 検査項目 | 指摘の具体的内容等 | 改善策の具体的内容等 | 改善(予定)年月 |
| 5(2) | 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 | ハンドレールと誘導柵とのすき間 | 上階右側すき間： 170 mm (基準内) 下階左側すき間： 180 mm (基準内) | | |
| | | ハンドレールと転落防止柵とのすき間 | 上階左側すき間： 170 mm (基準内) 下階左側すき間： 150 mm (基準外) 既存不適格 | 下階転落防止柵移動 | (令和6年12月) |
| | | 外側板と進入防止用仕切板とのすき間 | 上階右側すき間： 120 mm (基準内) | | |
| | | ハンドレール下面と仕切板とのすき間 | 対象なし | | |

- ③ エスカレーター周辺部安全確保のために当面の措置が講じられている場合の記載

検査結果表特記事項

| 特記事項 | | | | | |
|------|---------------------|-------------------|--|--------------------------------------|----------------|
| 番号 | 検査項目 | 検査項目 | 指摘の具体的内容等 | 改善策の具体的内容等 | 改善(予定)年月 |
| 5(2) | 転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 | (省略) | | | |
| | | ハンドレールと転落防止柵とのすき間 | 上階左側すき間： 170 mm (基準内) 下階左側すき間： 150 mm (基準外) 既存不適格 | 当面の措置として、転落防止柵に「すり抜け禁止」の張り紙掲示 | 令和3年12月 |
| | | (省略) | | | |
| | | (省略) | | | |